

# 〇 〇 〇 自 治 会 規 約 (案)

## 第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、区域住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 区域内住民相互の連絡事務に関すること
- (2) 美化、清掃等区域内の生活環境の改善及び向上に関すること
- (3) 会員相互の親睦、研修会及び文化教養の向上に関すること
- (4) 集会施設の維持管理に関すること
- (5) 会員の福祉厚生に関すること
- (6) 秋祭り屋台の維持管理及び獅子舞の保存に関すること
- ・
- ・
- (7) その他、自治会の目的を達成するために必要なこと

(名称)

第2条 本会は、〇〇〇自治会と称する。

(区域)

第3条 本会の区域は、三木市□□町〇〇△番から×番までの区域とする。

(事務所)

第4条 本会の事務所は、三木市□□町〇〇\*\*\*番地に置く。

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域に住所を有する個人とし、地区総会等における表決権は世帯を代表するものに附する。

- 2 前項に該当しない個人又は団体にあつては、この会の事業を賛助するため、賛助会員になることができる。ただし、総会における表決権を有しない。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、総会において別に定める入会金及び賛助会費を納入しなければならない。

(入会)

第7条 第5条に定める規約に該当する個人で本会に入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(退会等)

第8条 会員が次の各号に該当する場合には退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より退会届が会長（区長をいう。以下同じ。）に提出された場合

(3) 会費を○年以上滞納し、かつ催促に応じない場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

(抛出金品の不返還)

第9条 退会した会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

(役員の種類別)

第10条 本会に、次の役員を置く。

(1) 会長（区長） 1人

(2) 副会長（副区長） \*人

(3) 会計 1人

(4) 理事 \*人

(5) その他・・・農会長等

(6) 監事 \*人

(役員を選任)

第11条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長（副区長をいう。以下同じ。）及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第12条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 会計は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

4 理事は、会長、副会長、会計とともに役員会を構成し、会長を補佐する。

5 監事は、次にあげる業務を行う。

(1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。

- (2) 会長、副会長、及びその他役員の業務執行状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員任期)

第13条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 第4章 総会

(総会の種類)

第14条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

(総会の構成)

第15条 総会は、表決権を有する会員をもって構成する。ただし、賛助会員は除く。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を決議する。

(総会の開催)

第17条 通常総会は、毎年度決算終了後2ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めた場合

(2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

(3) 第12条第5項第4号の規定により監事から開催の請求があった場合

(総会の招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から25日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会員に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会日の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の議長)

第19条 総会の議長は、会長がこれにあたる。

(総会の定足数)

第20条 総会は、表決権を有する会員の2分の1以上の出席がなければ、開会する

ことができない。

(総会の議決)

第 21 条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した表決権を有する会員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会員の議決権)

第 22 条 世帯を代表して表決権を有する会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

(総会の書面表決等)

第 23 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない表決権を有する会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の表決権を有する会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 20 条及び第 21 条の規定の適用については、その表決権を有する会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第 24 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印をしなければならない。

## 第 5 章 役員会

(役員会の構成)

第 25 条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第 26 条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第 27 条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

2 会長は、役員 2 分の 1 以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から 14 日以内に役員会を招集し

なければならない。

3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(役員会の議長)

第28条 役員会の議長は、会長がこれにあたる。

(役員会の定足数等)

第29条 役員会には、第20条、第21条、第23条、及び第24条の規定を準用する。

この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第31条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は、役員会の議決によりこれを定める。

(資産の処分)

第32条 本会の資産で第30条第1号に掲げるもののうち別に総会において定める物を処分し、又は担保に供する場合には、総会において3分の2以上の議決を要する。

(経費の支弁)

第33条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第34条 本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を得て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告及び決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後2ヶ月以内に総会の承認を受

けなければならない。

(会計年度)

第 36 条 本会の会計年度は、毎年\*月 1 日に始まり、\*月 31 日に終わる。

## 第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 37 条 この規約は、総会において表決権を有する総会員の 4 分の 3 以上の議決を得、かつ、三木市長の認可を受けなければ変更することはできない。

(解散)

第 38 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、表決権を有する総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第 39 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において表決権を有する総会員の 4 分の 3 以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

## 第 8 章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第 40 条 本会の事務所には、次の帳簿及び書類を備え置く。

- (1) 規約
- (2) 会員名簿
- (3) 認可及び登記簿に関する書類
- (4) 総会及び役員会の議事録
- (5) 収支に関する帳簿
- (6) 財産目録等資産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

(委任)

第 41 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て会長が定める。

## 附 則

- 1 この規約は令和 年 月 日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 34 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第 36 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和 年 月 日までとする。